

令和 6 年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 6 年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主な建設改良事業			
処理場建設改良	399,336千円	42,000千円	441,336千円
第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額132,044千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,713千円、当年度分損益勘定留保資金87,382千円、繰越利益剰余金33,949千円」を「不足する額132,044千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,938千円、当年度分損益勘定留保資金87,382千円、繰越利益剰余金29,724千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	397,950千円	42,000千円	439,950千円
第 1 項 企 業 債	127,200千円	7,000千円	134,200千円
第 2 項 国 庫 補 助 金	156,000千円	28,000千円	184,000千円
第 3 項 負 担 金	114,750千円	7,000千円	121,750千円
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	529,994千円	42,000千円	571,994千円
第 1 項 建 設 改 良 費	399,336千円	42,000千円	441,336千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように定める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 127,200	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体 金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和6年度。 ただし、購入その他の 都合により、その全部又は 一部を翌年度に繰延べ借入れ することができる。	年利 5.0% 以内	借入時期から30年以内 (うち据置期間5年以内)において元利均等 又は元金均等などの償還の 方法による。ただし、企業財 政の都合により、繰上償還を なし、又は償還年限を短縮し、 若しくは借換えをすることが できる。	千円 134,200	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	127,200				134,200			

令和6年12月19日提出

長崎県知事 大石 賢 吾